

令和4年分人的控除の一覧表

作成:水野会計事務所

内容			控除名	所得金額区分				配偶者				扶養親族 所得要件	所得者
								所得者本人の所得金額					
								A	B	C			
								0円～	900万円超～	950万円超～	1,000万円超		
							900万円以下	950万円以下	1,000万円以下		48万円以下		
同一生計配偶者	70歳以上	昭和28年1月1日以前生まれ	配偶者控除	超	0	～	480,000	480,000	320,000	160,000			
	70歳未満	昭和28年1月2日以後生まれ	配偶者控除	0	～	480,000	380,000	260,000	130,000				
その他の配偶者	障害者控除の適用はできません。		配偶者特別控除	配偶者の所得金額	480,000	～	950,000	380,000	260,000	130,000			
					950,000	～	1,000,000	360,000	240,000	120,000			
					1,000,000	～	1,050,000	310,000	210,000	110,000			
					1,050,000	～	1,100,000	260,000	180,000	90,000			
					1,100,000	～	1,150,000	210,000	140,000	70,000			
					1,150,000	～	1,200,000	160,000	110,000	60,000			
					1,200,000	～	1,250,000	110,000	80,000	40,000			
					1,250,000	～	1,300,000	60,000	40,000	20,000			
					1,300,000	～	1,330,000	30,000	20,000	10,000			
1級又は2級の障害者等(障害者手帳)精神障害者は1級寝たきり、重度の精神薄弱者等			特別障害者				400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	
障害者手帳 (注-6)			その他の障害者				270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	
同一生計配偶者または扶養親族で、次のいずれかの者と同居している特別障害者 ①所得者、②所得者の配偶者、③生計を一にするその他の親族			同居特別障害者の障害者控除加算				350,000	350,000	350,000	350,000	350,000		
70歳以上	昭和28年1月1日以前生まれ	所得者又は配偶者の直系尊属でかつそれらの者と同居	同居老親等								580,000		
		その他	老人扶養親族								480,000		
23歳から69歳	昭和28年1月2日から平成12年1月1日生まれ		その他の控除対象扶養親族								380,000		
19歳から22歳	平成12年1月2日から平成16年1月1日生まれ		特定扶養親族								630,000		
16歳から18歳	平成16年1月2日から平成19年1月1日生まれ		その他の控除対象扶養親族								380,000		
0歳から15歳	平成19年1月2日以後生まれ		年少扶養親族								0		
未婚、死別、離別を問わず	男女を問わず	事実婚でなく、かつ所得が500万円以下で、扶養親族要件を満たす子がいること	ひとり親									350,000	
死別	女性	事実婚でなく、かつ所得500万円以下	寡婦									270,000	
離別	女性	事実婚でなく、かつ所得が500万円以下で、子以外の扶養親族があること											
所得が75万円以下、かつ不労所得が10万円以下			勤労学生									270,000	
基礎控除			本人の所得金額	0	～	24,000,000						480,000	
				24,000,000	～	24,500,000						320,000	
				24,500,000	～	25,000,000						160,000	
				25,000,000	～							0	